

主要国・地域における放射線検査・規制の状況(船舶・海上コンテナ等)

平成23年4月21日現在

※人体、食品、飲料等に対する規制は原則除く。

※本資料は各国・各地域の在外公館が聞き取り等で収集した情報より整理したものであり、国土交通省は本情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

地域	国・地域名	対象	検査方法	規制値	根拠	備考	
アジア	中国	船舶・輸入貨物等 共通 ※重点地区のみ	一次検査: γ 線検査 検閲検疫関係者により全数ゲート式放射線検査機器による検査(設置がない場合は携帯式放射線検査機器によるサンプル調査)コンテナの開梱等は原則しない。	γ 線量率 \geq バックグラウンド値の3倍	IAEA「放射線緊急事態時の評価及び対応のための一般的手順」(2000) 手順書D2(人及び機器の除染)	バックグラウンド値は、各都市及び各空港・港湾での日々の測定値より設定。	
			二次検査: α 線検査、 β 線検査 検査方法は一次検査と同様。表面判定基準に基づく。基準値を超えた場合は、各地の環境保護部門の専門機関に検査を委ね、更に α 線、 β 線検査を実施し、それでも基準値以上であれば専門的な処理方策を実施。	α 線値 ≥ 0.04 Bq/cm ² β 線値 ≥ 0.4 Bq/cm ²	中国の安全標準 ・GB18871-2002「電離放射線防止・保護と放射線の安全基本標準」表B11(作業区域の放射線表面汚染コントロール水準)における「手・皮膚・下着・作業用靴下」 ・GB-11806-2004「放射性物質安全運輸規定」3.14(表面汚染)		
	韓国	海上コンテナ・輸入貨物	コンテナや貨物外装について、任意の表面300cm ² を測定。(平常時と同じ)	α 線値 ≥ 0.04 Bq/cm ² その他 ≥ 0.4 Bq/cm ²	教育科学技術部による原子力法(原子力の研究開発、生産、使用等に関する規制等について定めている法律)に基づく基準	放射線量検査の実施に関する根拠法はなし	
	香港	海上コンテナ	東京・横浜など比較的福島第一原発から近い港から出港したものを中心に、1日20個程度、サンプル抽出してガイガーカウンターにて表面検査を実施。 ※但し、食物(食物安全センター)、医薬品(食物衛生局衛生科)、化粧品及び身体に触れる衛生商品(香港税関)は貨物単位でサンプル検査。反応があったサンプルについては、政府検査所で最終的な検査を実施。	30 Bq/cm ²	深センにある「大亜湾原発」の関係で香港政府として規定(1993年～)	船舶単位での検査は実施していないが、香港寄港前に中国本土で事実上の入港拒否となった日本企業所有の船舶に対して特別な措置がとられたことがある。	
	台湾	海上コンテナ	税関: 税関職員が放射能探知機を手に持ち、コンテナ(全量)の外側を測る。 対象のコンテナは、仙台港、仙台塩釜港、石巻港(以上宮城)、小名浜港、相馬港(以上福島)、茨城港、鹿島港、川尻港、大津港、大洗港(以上茨城)、釜石港、宮古港(以上岩手)、八戸港(青森)から全ての海上コンテナ。 規制値を超えた場合、主管機関に通知すると共に、輸入者に放射能の除染作業を行うかコンテナの積み戻しを行うかを通知。	管理暫定基準 0.2 μ Sv/h (自然界の放射線量(バックグラウンド値)を含まない)	行政原子力委員会決定 「放射性物質汚染に関する商品検査管理暫定基準」(3/21)	除染は原子力委員会の許可を得た、(財)中華民国放射線防止協会、国立清華大学、原子力研究所等11機関が担当。	
		輸入貨物: 電気類、電子類、飼料、化学工業品、機械類等(コンテナ内)	經濟部標準檢驗局: 税関に駐在する職員が放射能測定機器を手に持ち、貨物の包装箱に近づいて、放射性物質の含有量を測定。 規制値を超えた場合は、原子力委員会の暫定基準に基づき対処。 ※サンプリング、ロット等の検査比率に基づき実施				
	インドネシア		放射線検査の実施なし				
	タイ						
	フィリピン						
	ベトナム						

地域	国・地域名	対象	検査方法	規制値	根拠	備考
欧州	EU	船舶・海上コンテナ	3月11日以降に日本を離岸した物に対して規制値を超えない物については追加措置は不要との見解である。	0.2 μ Sv/h ※バックグラウンド値を含まない	欧州委員会エネルギー総局発出 推奨文書(15 April 2011 ENER/D4/AJ/SM/cn Ares(2011))	加盟国に対する推奨値であり、拘束力はない。
	ドイツ	船舶・輸入貨物	船舶検査にて規制値以上の放射能が測定された場合、税関により実施。	4 Bq/cm ² ※放射線の最大値	ドイツ連邦環境省4/8プレスリリース(勧告)	
	(ハンブルク)	船舶・海上コンテナ	事前申告内容より危険性がないとの証明が得られない場合、エルペ河口付近からハンブルク港まで航行中に、上部クルーデッキ、エアコンフィルター、機関部送風フィルターについて州水上警察・消防が測定。基準値を超えた場合は、ハンブルク港外のFinkenwerder Phaehlenに錨泊・再検査。再検査でも超える場合は、洗浄措置等の検討。貨物については税関が検査。	0.2 μ Sv/h ※バックグラウンド値を除くか不明	ハンブルク州内務省4/12プレスリリース	
	オランダ	船舶	洋上検査:船社の責任において実施するもので、入港前に船体を検査。 <以下ロッテルダム港の場合> ・検査官の乗船:「検査官」は水先人と共にパイロットステーションで乗船。航行しながら船体を検査。 ・検査箇所:係留索、雨水排水口、デッキの通路等、出入港に際して労働者が触れる箇所を検査。 ・検査後:異常がなければ「検査官」より港長に連絡。接岸が認められる。 ・費用:ロッテルダム港湾局負担。	0.5 μ Sv/h ※暫定値	オランダ食品・消費者安全庁(nVWA)が、公衆衛生・環境研究所(RIVM)と共に策定したもの。	※日本から出港した船舶(日本発のコンテナ貨物を積載する船舶は対象外) ※ロッテルダム港長が、船主(含む、荷主・運送事業者)に除染、リスク情報の通知、検査をリスク軽減措置として求めるメッセージを発信。
		海上コンテナ	岸壁検査:ターミナル会社の責任で実施。着岸後、荷揚げ前に貨物を検査。 <以下ロッテルダム港の場合> ・検査官:ターミナル会社が荷役に係る「検査官」を手配 ・対象貨物:日本積貨物がある岸壁が対象で、「検査官」がその周辺の放射線量を確認 コンテナ1本1本を検査しない。 ・検査後:異常がなければ荷役開始。 →トラック輸送や鉄道輸送の場合にゲートでコンテナの放射線検査(通常通り)			
	英国	海上コンテナ・輸入貨物	英国港湾に到着した全ての貨物・旅客を対象に、不法な放射性物質の英国内持ち込みをスクリーニングするために放射性物質探査を実施。任意の表面の300平方センチメートルの平均に適用。海上貨物で右基準を超える値が探知された場合は所要の汚染防除措置を執るよう指示。	- β 、 γ 、 低毒性の α 放射体: 4 Bq/cm ² - その他の α 放射体: 0.4 Bq/cm ²	IAEA「放射性物質の輸送の安全に関する規則(TS-R-1)」第507項	
米州	メキシコ	海上コンテナ	コンテナの外側を測定する。コンテナの測定にて規制値を超えた物は中の貨物を検査。	1.8 μ Sv/h ※自然放射能(バックグラウンド値)を含まない	エネルギー省国家原子力安全・保障措置委員会 放射線安全チームからの聞き取り。	船舶、船員、乗務員、旅客、手荷物に対する放射線量基準はない。日本貨物に限らず実施。
		海上輸入貨物	コンテナ内部の貨物を検査。該当の規制値を超えた場合には貨物を開けて調べ、除染後に再度検査。	20 μ Sv/h ※自然放射能(バックグラウンド値)を含まない		
太平洋州	オーストラリア	放射線検査の実施なし				
中東	トルコ	海上コンテナ輸入貨物	全てのコンテナは大型のゲート式放射線検知器を通して検査する。規制値を超えた場合は別の場所で追加検査、除染を行う。通関させられないレベルの汚染が確認されたコンテナ内の貨物については、汚染させられていない貨物は通関させられる。	0.5 μ Sv/h	税関庁から発出されている放射能検査に関する通達	